

# 町民の皆様へ

平成23年3月11日の「東日本大震災」や、令和元年10月12日の「令和元年東日本台風」では、矢祭町にも甚大な被害をもたらしました。また、近年では大規模な地震や浸水、土砂災害が多く発生し、全国各地で甚大な被害をもたらしています。

矢祭町では、地域住民の安全を守るために防災対策に努めているところですが、災害に強い町づくりを進めるためには、行政機関の取り組みだけでは不十分です。

いざという時に備えて、町民一人ひとりが防災の意識を高く持っていただくことが大切であり、災害による犠牲を限りなくゼロにするためには必要不可欠なことであると考えております。

地域防災の基本は、①自助「自ら(家族)の安全は自らが守る」、②共助「自分の地域は自分たちで守る」、③公助「公的機関による防災・減災対策」であり、なかでも災害発生直後における地域住民や事業所の皆さんの主体的な行動が重要であると考えております。

この「矢祭町防災ハザードマップ」では、洪水・土砂災害ハザード情報や避難場所等、また、防災に関する情報を記載しております。

ぜひ、ご家族の目につきやすい場所に常備していただき、家族や地域で災害に対する話し合いの中でご利用いただきますようお願いいたします。

令和3年7月  
矢祭町長 佐川 正一郎

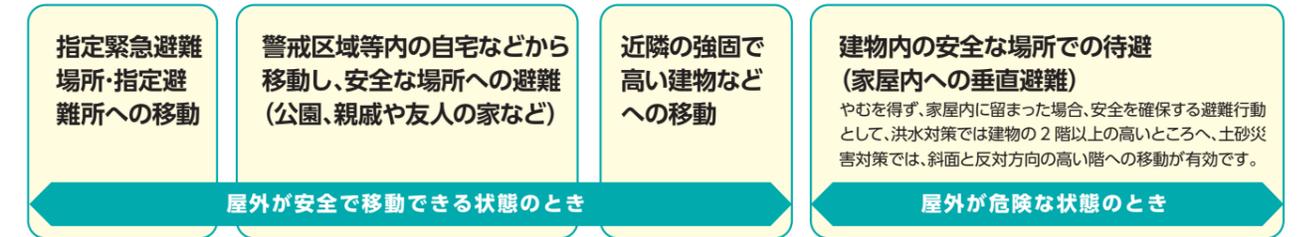
## 索引

|                                   |    |           |       |
|-----------------------------------|----|-----------|-------|
| 町民の皆様へ・索引                         | 1  | 矢祭町全図     | 15・16 |
| 避難行動ガイド①                          | 2  | 詳細図No. 1  | 17・18 |
| 避難行動ガイド②                          | 3  | 詳細図No. 2  | 19・20 |
| 特別警報をご存知ですか？                      | 4  | 詳細図No. 3  | 21・22 |
| 風水害対策について                         | 5  | 詳細図No. 4  | 23・24 |
| 土砂ハザード情報について                      | 6  | 詳細図No. 5  | 25・26 |
| 洪水ハザード情報について                      | 7  | 詳細図No. 6  | 27・28 |
| 地震対策について                          | 8  | 詳細図No. 7  | 29・30 |
| 火災対策について                          | 9  | 詳細図No. 8  | 31・32 |
| わが家の防災対策&チェック                     | 10 | 詳細図No. 9  | 33・34 |
| 非常時持出品の準備&チェック                    | 11 | 詳細図No. 10 | 35・36 |
| わが家の「防災・緊急情報」メモ                   | 12 | 詳細図No. 11 | 37・38 |
| ライフライン・医療機関・行政関係機関連絡先一覧           | 13 | 詳細図No. 12 | 39・40 |
| 指定避難所・指定緊急避難場所<br>福祉避難所・福祉施設避難所一覧 | 14 | 詳細図No. 13 | 41・42 |

# 避難行動ガイド①

## 避難とは・・・

避難は、災害から命を守るための行動であり、避難行動には次のような方法があります。



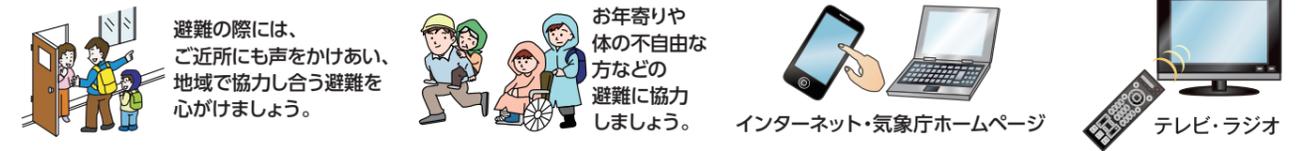
## 避難行動に関する行政発令の種類と、住民の皆さまの対応

避難指示などは、災害の種類ごとに避難行動が必要な地域を示して発令しますが、地域やご家庭などの事情によって、「避難指示」を待たずに避難が必要と考えられる場合は、「自主避難」をお願いします。

| 区分     | 立退き避難など住民の皆さまの行動   |
|--------|--|
| 高齢者等避難 | <ul style="list-style-type: none"> <li>気象情報に注意を払い、立退き避難の必要について考える。</li> <li>立退き避難が必要と判断する場合は、その準備と立退き避難をする。</li> <li>要配慮者(障がい者や高齢者で避難行動が困難な人)は、この段階で立退き避難をする。</li> </ul> |
| 避難指示   | <ul style="list-style-type: none"> <li>非常時持ち出し品をもって、立退き避難をする。</li> <li>立退き避難することが、かえって危険と判断される場合は、屋内で安全を確保する。</li> </ul>   |
| 緊急安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> <li>既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。</li> <li>町が災害発生を把握していない場合もあり、必ず発令されるものではないことに留意する。</li> </ul>                                   |

※「自主避難」とは・・・避難指示などを待たず、自主的に地区集会所、親戚や友人の家などの安全な場所へ避難することです。その際は、出来るだけ必要な食糧、飲物、日用品などを持参するようにしてください。

※雨が降り続いていたら、テレビ・ラジオ・スマートフォン・パソコンなどで最新の気象情報を入手しましょう。特に、河川氾濫の浸水想定区域や土砂災害警戒区域にお住まいの方は、自分で早めに判断し、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる行動(自主避難)することが命を守ることになります。



## 大雨のとき

土砂災害警戒区域の地区に対して、町が設定している基準に達した場合に高齢者等避難開始、避難指示、緊急安全確保を発令します。また、高齢者等避難開始が発令されずに避難指示が発令される場合もあります。

※特に土砂災害警戒区域にお住まいの方は、早め早めに判断をして、「危ない」と思ったら、直ちに危険な区域から離れる自主避難をすることが命を守るようになります。



## 地震のとき

大きな地震やそれに伴う余震により家屋が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときに避難指示を発令します。

※直ちに避難所を開設するよう努めますが、災害の規模により時間がかかる場合があります。



## 火災のとき

大規模な延焼拡大のおそれがあるときに、避難指示を発令します。



## その他

その他災害が発生するおそれがあるときに、避難指示を発令します。